

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」及び「有害性情報の報告に関する運用について」の改正について

平成 22 年 2 月 25 日
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省環境保健部企画課化学物質審査室

1. 改正の概要

平成21年5月の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、化審法という)の改正法が第171回通常国会で成立、公布されたことを踏まえ、また、昨今の化学物質の製造・輸入事業者による化審法に対する問い合わせの状況等を鑑み、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」及び「有害性情報の報告に関する運用について」の一部を改正する。

2. 改正の主な内容

(1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について

<第一条関係>

- ①経済協力開発機構(OECD)で合意されている製品の定義を踏まえ、化審法における「(製品(化合物とはしない))」の記載について趣旨を明確化する。
- ②国際整合化の一環として、新規化学物質として取り扱わない有機高分子化合物の条件を変更する。
- ③第1種特定化学物質の取扱いについて、ストックホルム条約との整合化の観点から、試験研究の範囲等を変更する。

<第二条関係>

- ①一般化学物質及び優先評価化学物質の新設に伴い、構成部分又は構成の一部に一般化学物質、優先評価化学物質を含む化学物質の扱いについて整理を行う。
- ②混合物中において、一般化学物質が不純物として含まれる場合の取扱いについて明確化。
- ③優先評価化学物質及び一般化学物質に関する、自社内で全量を他の化学物質に変換する場合の取り扱いに係る考え方については新規化学物質と同様とする。

(2) 有害性情報の報告に関する運用について

<第一条関係>

- ・有害性情報の報告に関する省令3条において、新たに報告を求める組成、性状等に関する知見について26項目が規定された。このため、当該知見の範囲等を定めることとする。

<第二条関係>

- ・平成23年度における化審法改正に伴う条ズレについて、所要の措置を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布:平成22年3月

施行:第一条関係 平成22年4月1日

第二条関係 平成23年4月1日

(以上)